○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>

（報酬）

第１条　特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

２　別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。

３　【略】

第５条　市長が別に定める職にある者の報酬については、規則で定めるところにより、減額することができる。

別表（第１条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">【略】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【削る】</td></tr>
<tr><td>選挙長</td><td>日額　13,000円</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td>日額　13,000円以内</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額　12,000円以内</td></tr>
<tr><td>開票管理者</td><td>１回につき　13,000円</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td><td>日額　12,000円以内</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額　10,000円以内</td></tr>
<tr><td>開票立会人</td><td>１回につき　12,000円</td></tr>
<tr><td>選挙立会人</td><td>日額　12,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">【略】</td></tr>
</table>

</td><td>

（報酬）

第１条　特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

２　別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。

３　【略】

第５条　市長が別に定める職にある者の報酬については、規則で定めるところにより、減額することができる。

別表（第１条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">【略】</td></tr>
<tr><td>投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く。）及び開票管理者</td><td>１回につき　13,000円</td></tr>
<tr><td>選挙長</td><td>１回につき　13,000円</td></tr>
<tr><td>投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く。）、開票立会人及び選挙立会人</td><td>１回につき　12,000円</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>１回につき　12,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">【新設】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【新設】</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>１回につき　10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">【新設】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【新設】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【略】</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の規定による改正後の別表選挙長の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙の事務に従事した場合における報酬について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙の事務に従事した場合における報酬については、なお従前の例による。